

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令について

- 昨今、高圧ガスの安全な利用技術や新たなガス開発が進展。こうした動向を踏まえ、効率的・効果的な規制となるよう所要の見直しを行う（産業保安のスマート化）。
- 具体的には、新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度、自主保安の高度化を促す制度への見直しを行う。

新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度への見直し

自主保安の高度化を促す制度への見直し

少量の高圧ガスを利用する製品（分析機器等）の適用除外

- エアバッグや分析装置のように、少量（150L以下）の高圧ガスを利用するもののうち、リスクの小さな製品を法の規制対象から除外（具体的品目は告示で規定）する。
- これにより、性能の高い新製品が、早く市場に出回ることに期待。
- 施行日：平成28年11月1日

新冷媒の利用手続きを簡素化

- 地球温暖化係数が低い微燃性の新冷媒を「不活性ガス」として整理し、高圧ガスとして利用する際に「許可」が必要な事項の一部を「届出」でよいこととする。
- これにより、環境負荷の小さい冷媒の普及が進むことが期待
- 施行日：平成28年11月1日

石油精製プラント等における自主検査の有効期間の延長

- センサーやビックデータ等を活用して装置等の異常を検知して補修を行うなど、レベルの高い自主保安策を講ずる事業者について、自主検査のみで都道府県による検査を必要としない期間を通常は5年のところ、7年に延長する。
- これにより、企業に高度な自主保安策を導入する動機が与えられ、より保安レベルが上がることに期待。
- 施行日：平成29年4月1日